

第15号様式（第37条関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年6月10日

山梨県知事

長崎幸太郎 殿

提出者 株式会社 トリケミカル研究所

住 所 山梨県上野原市上野原8154-217

氏 名 代表取締役 大附 聖

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0554-63-6600

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 トリケミカル研究所
事業場の所在地	山梨県上野原市上野原8154-217
計画期間	2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業(化学工業)
② 事業の規模	製造品出荷額 ¥18,228,000,000-(2025年1月末時点)
③ 従業員数	228名(2025年1月末時点)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・産業廃棄物保管、排出状況の把握
- ・処理業者、再処理業者の調査、選定および管理
- ・委託契約の契約手続き
- ・産業廃棄物管理表の交付、管理
- ・監督官庁への各種報告
- ・その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙参照
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書 添付資料①

産業廃棄物の一連の処理の工程

廃棄物の種類(名称)	処分方法(名称)	備考
ガラスくず	産廃委託	焼却
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	産廃委託	破碎
金属くず	産廃委託	破碎
廃アルカリ	合成 - 後処理廃液 - 産廃委託	焼却
廃プラスチック類	産廃委託	焼却
廃酸	合成 - 後処理廃液 - 産廃委託	その他中間処理
廃油	合成 - 後処理廃液 - 産廃委託	焼却
廃溶剤	合成 - 後処理廃液 - 産廃委託	焼却
無機性汚泥	産廃委託	中和
木くず	産廃委託	破碎
蛍光灯	産廃委託	
有機性汚泥	産廃委託	
紙くず	産廃委託	
水銀回収義務付け製品(計測器)	産廃委託	
鉄くず	産廃委託	
汚泥(泥状のもの)	産廃委託	焼却

産業廃棄物処理計画書 添付資料①

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

提出者氏名 トリケミカル研究所

産業廃棄物処理計画書 添付資料②

提出者氏名 トリケミカル研究所